

小豆島町「島暮らし」就活サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若者世代が本町へ移住及び就職するにあたり、対象となる若者の香川県内企業等への就職活動に要する経費（以下、「交通費」という。）を補助することにより、本町への移住・定住及び就職の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 香川県外で2年以上在住した後、香川県内企業等への就職に伴い、本町に転入し、住民票の登録がある者
- (2) 大学等 香川県外に本部又は校舎がある大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修大学（専門課程）をいう。
- (3) 学生 大学等に在学中で卒業見込みの者のうち、卒業・修了年度において香川県外に継続して在住している者をいう。
- (4) 内定 移住者が就業予定である企業等との間で将来の雇用に関する合意が成立し、内定通知書等の書面によって、労働契約が成立していることをいう。

(補助対象者)

第3条 小豆島町「島暮らし」就活サポート事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす移住者とする。

- (1) 就業先に関する要件 次のいずれにも該当することをいう。
 - ア 勤務地が香川県内に所在する企業に就業している又は内定していること。
 - イ 第5条の定める交付の申請をした時点において、就業開始日から1年以内であること。ただし、学生及び内定している者が申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
 - エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (2) 就業条件に関する要件 次のいずれにも該当することをいう。
 - ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、内定の場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - イ 香川県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、内定の場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。
- (3) その他の要件 次のいずれにも該当することをいう。
 - ア 小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱における地方就職支援金対象者でないこと。
 - イ 本町に住民登録をした時点から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
 - ウ 第5条の定める交付の申請をした時点で年齢が満40歳未満であること。
 - エ 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

オ 補助対象者を含む全ての世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 補助対象者を含む全ての世帯員が、小豆島町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金の交付を受けていないこと。

キ 町税その他の町に納付すべき金銭の滞納がない者であること。

ク 過去に、この告示による補助金又は小豆島町地方就職学生支援事業補助金の交付を受けていないこと。

ケ その他、町長が補助金の補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項第1号の要件を満たす企業等に就職するための採用選考に要した、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した往復交通費のうち、1回分の経費の2分の1の額と100,000円のどちらか低い額を補助金として交付する。ただし、前条第1項第1号の要件を満たす企業等のうち、小豆島町内の事業所に勤務地限定型社員として就職するための採用選考の場合は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した往復交通費のうち、1回分の経費の実費の額と100,000円のどちらか低い額。

2 前項において、補助対象者が、宿泊料等と往復交通費が合算されたパック旅行などを利用した場合は、合計額から一夜につき別表に掲げた該当する費用を差し引いた金額を往復交通費とみなす。ただし、宿泊料等と往復交通費の内訳が明確に分かる場合は、この限りでない。

3 前2項の場合において、交通費及び移転費に対し他の補助金等を受けたときは、その額を差し引いた金額を交通費とみなす。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、小豆島町「島暮らし」就活サポート事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したものの写し又はこれらに準ずる書類で町長が適当と認めるもの(提示により本人確認できる書類)

(2) 交付申請者の移住元での住所、在住期間を確認できる書類(戸籍の附票、賃貸住宅の賃貸借契約書、公共料金領収書等)

(3) 交付申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの

(4) 交付申請書に記載した交通費の領収書

(5) 就業先企業等による証明書(様式第2号)

(6) 交付申請者が学生の場合は、在学証明書(大学等所定の様式のもの)

(7) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る)

(8) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、小豆島町「島暮らし」就活サポート事業補助金交付決定

通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知する。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、前条第1項の規定により交付の決定をした後に交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、内定企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請であること又は居住、就業の実態がないこと等が明らかになった場合
- (2) 内定している状態で申請した者が、補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (3) 内定している状態で申請した者が、補助金の申請日から1年以内に本町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く）
- (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に香川県内の別の企業等に就職する場合を除く）
- (5) 本町への転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から5年以内に本町から転出した場合

2 町長は、前項及び第5項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、小豆島町「島暮らし」就活サポート事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 補助金受給者は、本町が居住確認のための立ち入り調査等を行う場合は、これに応じなければならない。

4 補助金受給者は、補助金の申請日の次年度から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、町長に現況届（様式第5号）を提出しなければならない。

5 町長は、受給者から前項に規定する書類の提出がない場合又は第3項に規定する立ち入り調査等を拒否した場合等で、受給者の居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

3 本条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
- (2) 内定している状態で申請した者が、補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 全額
- (3) 内定している状態で申請した者が、補助金の申請日から1年以内に本町へ転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く） 全額
- (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に香川県内の別の企業等に就職する場合を除く） 全額

- (5) 本町への転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満で本町から転出した場合 全額
- (6) 本町への転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に本町から転出した場合 半額
(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

宿泊料等

宿泊料	食事料（夕食代）	食事料（朝食代）
15,000 円	1,600 円	800 円